



平成17年5月24日 (火) 号外第 63 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.jp/

規則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 課)

公布された条例等のあらまし

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (規則第84号)

- 1 規則の概要
- 2 施行期日 公布の日から施行することとした。

規 即

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に伴い、規定を整理することとした。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年5月24日

島根県知事 澄 田 信

島根県規則第84号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

別表第5浜田商工労政事務所の項第4号を次のように改める。

に関する事務

- 4 中小企業の新たな事業活動の促進に関 (1) 法第9条第3項の規定により、経営革新計画の承認を行うこと。
 - する法律(平成11年法律第18号)の施行 │(2) 法第10条第2項の規定により、経営革新計画の承認を取り消すこ ٤.
 - (3) 法第10条第3項の規定により、経営革新計画の変更の承認を行う
 - (4) 法第34条第1項の規定により、状況調査を行うこと。
 - (5) 法第34条第3項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (6) 法第35条の規定により、実施状況の報告を求めること。

この規則は、公布の日から施行する。

(2)	号外第 63 号	島	根	県	報	平成17年 5 月24日